

議会議案第1号

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・増員を
求める意見書

厚生労働省は平成23年6月17日、「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」の通知（5局長通知）を発出し、また、平成25年2月8日には医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため「医療分野の『雇用の質』の向上のための取組について」（6局長通知）も発出し、医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきた。

さらに、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項にかかわるワンストップの相談支援体制構築の予算が生まれ、石川県でも医療対策課に「勤務環境改善支援センター」が設置され、各医療機関が具体的な勤務環境改善を進めるための支援が始まっている。

しかし、国民のいのちと暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっており、労働実態は依然として厳しい。安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師、介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっている。

必要な病床機能は確保した上で労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められており、次期看護職員需給見通しの策定に当たっては、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要がある。

よって、国におかれては、安全・安心の医療・介護を実現するために、医師・看護師、介護職員の増員、夜勤改善を図る下記の対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 看護師など夜勤交替制労働者の深夜労働時間の短縮や十分な勤務間隔を保持するなど、労働環境を改善すること。
 - 2 医師・看護師、介護職員などを増員すること。
 - 3 安定的な財源を確保した上で、安全・安心の医療・介護を実現すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
一億総活躍担当大臣
内閣官房長官

} あて

石川県議会

地方大学の機能強化を求める意見書

地方創生に向けた政府の総合戦略において、地方大学の果たす役割は重視されており、特に、「地域ニーズに対応した人材育成」や「地方課題の解決への貢献」、「地元企業への就職率の向上・地元への若者の定着」など、これまで以上の取り組みが期待されているところである。しかし、国立大学法人の運営費交付金は年々削減され、教育の質の低下や将来的な学生定員数の削減につながりかねない状況にあり、私立大学においても少子化の進行による定員充足率の低下や私学助成の減額によって、大学経営そのものに大きな影響を与えている。

よって、国におかれては、地方創生に向け、地域と大学がこれまで以上に積極的に取り組もうとする中、若者の地元定着や、地域のニーズに対応した人材育成などに大きな影響が出てくることが懸念されるため、下記の事項について速やかに実現するよう強く要望する。

記

- 1 知の拠点である地方大学を“地方創生の拠点”として位置付け、地域の産業振興・雇用創出に資する研究開発、若者の地元定着や地域人材の育成につながる教育など、地方創生に貢献する取り組みに対して支援策を図ること。
- 2 地域ニーズに即した人材育成や技術開発を始め、地域課題の解決に向けた地元自治体や産業界等と連携した取り組みに対し支援の充実を図ること。
- 3 地方で若者が一定水準の専門知識を習得できるよう教育の質の確保を図るとともに、大学で学ぶ学生の定員確保のため、その基盤となる国立大学法人運営費交付金の充実、私立大学に対する私学助成の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
地方創生担当大臣
内閣官房長官

} あて

夜間中学の整備と拡充を求める意見書

現在、夜間中学は全国8都府県に31校しかなく、北海道、東北、中部、四国、九州においては、自主夜間中学はあっても、夜間中学は1校もない状況である。

また、夜間中学がある地域においては、入学要件が「市内在住」もしくは「市内での正規就労6カ月以上」などと規定されている場合があり、市外からの就学の機会が制約されている状況である。

一方、夜間中学在籍者のうち外国人が占める割合は8割を超え、その約6割は日本語の習得を目的としており、夜間中学の現状を考えると、日本に住み、日本語を学びたい外国人に対応した整備も求められている。

よって、国におかれては、希望者の夜間中学への就学の機会を居住地等に関係なく提供するため、下記の事項について迅速に対応するよう強く要望する。

記

- 1 全都道府県において、居住地に関係なく希望する誰もが学べる夜間中学の設置を促進すること。
- 2 入学希望者が、夜間中学に関する情報を入手できるよう配慮した広報活動の展開や、低所得者に対する支援策を強化すること。
- 3 夜間中学における日本語教育のため、教員の加配を含めた専門家の配置に、国と都道府県が連携して財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

} あて

議会議案第4号

マイナンバー制度の円滑な運営に係る 財源確保等負担軽減を求める意見書

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カード交付の事務がある。カード作成等事業経費となる地方公共団体情報システム機構への交付金は、平成27年度の国庫補助が措置される一方、市町村におけるカード交付事務に係る経費は、個人番号カード交付事務費補助金が措置されているところである。

しかしながら、国が平成27年度に予算化した40億円は、市町村人口比の案分額により交付申請を行うこととされ、本来全額が国庫負担すべきところ、補助上限額は非常に低く、自ずと市町村は財源負担を強いられることとなっている。

また、平成28年度以降もマイナンバー記載の個別番号カードの交付は相当数見込まれるところであるが、現時点では、十分な補助金額が確保されるか明確ではない。

よって、国におかれては、自治体負担軽減措置を図るため、下記の事項について対応するよう強く要望する。

記

- 1 平成28年度以降、引き続き地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国負担とし、十分な予算措置を講ずること。
 - 2 円滑な個人番号カード交付事務を遂行するため、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など、全額を国負担とし十分な予算措置を講ずること。
 - 3 地方自治体の予算編成等に支障が出ないように、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入準備のために必須の情報を適時適切に提供すること。
 - 4 円滑な制度導入に向け、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催など十分な支援を実施すること。
 - 5 配達できなかった簡易書留郵便（マイナンバー通知）の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。
 - 6 制度導入時の混乱に乗じた詐欺防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知広報に対する支援を実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

} あて

石川県議会